

Today's Headline 今日のヘッドライン

“ジュネーブから今を見る”

梅澤 利文
ストラテジスト



ハマスとイスラエル：歴史的対立の背景

10月7日、イスラム組織ハマスがイスラエルを攻撃して以来、連日戦闘状況が報道され、多数の被害者が報告されています。事態の1日も早い解決を待つのみですが、解決の糸口は見出されていません。両者には歴史的な対立と、和平プロセスの停滞という問題が横たわっています。国際社会は事態の解決に動き出していますが、今後の展開を占うことは困難な作業です。

■ パレスチナを実効支配するイスラム組織ハマスがイスラエルを攻撃

パレスチナ自治区ガザを実効支配するイスラム組織ハマスは2023年10月7日、イスラエルに対し多数のロケット弾を撃ち込むとともに、ハマスの戦闘員がイスラエルに侵入し市民を人質に連れ去り多大な被害を与えました。イスラエル側も反撃を加え、その後の展開は連日報道されている通りです。ただし、なぜハマスがイスラエルに残酷な行動をしたのかは観測にとどまっており、当然ながら、筆者にも本当の理由はわかりません。そこで、イスラエルとパレスチナの歴史的な背景を整理したうえで、最後に市場への影響を考えます。

なお、長期的な歴史のまとめるにあたり不正確な記述があることはご容赦ください。

■ イスラエルは2000年ほど前にパレスチナから追い出される

大半がユダヤ人となるイスラエルと、パレスチナ暫定自治政府を政府とするパレスチナ人には苦難の歴史が繰り返されています(図表1参照)。

ユダヤ人の苦難は2000年程前にさかのぼり、ローマ軍との2度の戦争に負けたユダヤ人は世界に離散(ディアスポラ)し、長い間祖国を持たない民族となりました。ユダヤ人が祖国に戻る動きは

図表1: 中東の主な出来事

時期	出来事	注目点など
1~2世紀	ディアスポラ	ユダヤ人はパレスチナから追い出され、ローマ帝国領内の地中海各地やメソポタミア地方に離散
19世紀	シオニズム運動	ユダヤ人がパレスチナに戻るという運動
1915年~17年	三枚舌外交	アラブ人に独立国家を約束、フランスと中東分割を約束、ユダヤ人に国家建設を約束
第2次世界大戦	ホロコースト	ユダヤ人に対する大量虐殺
1947年	ユダヤ人国家へ	パレスチナの地にユダヤ人国家建設を認め、翌年建国宣言
48年5月	第1次中東戦争	73年10月の第4次中東戦争迄アラブとイスラエルで4回戦闘があったが、いずれもイスラエル勝利
87年12月	インティファダ	パレスチナ人がユダヤ人に対して一斉蜂起し、武力闘争を展開
87年	ハマス設立	パレスチナ、ガザ地区が活動拠点
93年9月	オスロ合意	ノルウェーの仲介で成立したパレスチナとイスラエルの和平合意
00年9月	第2次インティファダ	イスラエルの野党指導者シャロン氏がエルサレム神殿の丘を挑発的に訪問、暴動が拡大
06年3月	ハマス内閣	選挙でハマスが過半数の議席を獲得し、ハマス主導の内閣が発足

出所: 各種報道等を参考にピクテ・ジャパン作成

シオニズム運動に端緒がみえます。他国の支持もありましたが、英国の悪名高い三枚舌外交にあるように善意ではなくユダヤ人資本が本当の目当てという面があったようです。

ユダヤ人国家の必要性が国際的に認識される前に、ホロコーストという最悪の事態がユダヤ人の身

に降りかかるという不幸がありました。1947年の国連総会でパレスチナをアラブ国家とユダヤ国家に分割する決議を採択。イスラエルは48年に独立を宣言しました。

もともと、その直後から73年まで4回にわたるアラブ世界との戦争に直面しています。戦争は4度ともイスラエルが勝利しましたが、その後もアラブ諸国との緊張関係が続きました。

しかし、93年にはオスロ合意でイスラエルとパレスチナ解放機構(PLO)が互いを承認し、パレスチナが暫定的に自治を始めることで合意しました。もともと、ハマスはオスロ合意を認めない姿勢でテロ攻撃を続け、イスラエルもパレスチナを敵対する政策をとり続け、和平プロセスは現在に至るまで停滞しています。

なお、イスラエルはパレスチナとの敵対関係を長期にわたり続ける一方で、イスラエルは79年にはエジプト、94年にはヨルダンと国交を樹立しています。また、2020年にはアラブ首長国連邦(UAE)などもイスラエルと国交を正常化しています。最近ではアラブの盟主とみられるサウジアラビアも米国の仲介でイスラエルとの関係改善を進めていますが、今回のハマスとイスラエルの戦争で先行きは不透明となっています。

■ 繰り返されるイスラエルとパレスチナの争い

1947年の国連によるパレスチナ分割決議はパレスチナ(地名)をユダヤ人とアラブ人の2国に分けるというのが本来の趣旨です。イスラエルが国家を建設したのに比べ取り残されたのがパレスチナ人です。パレスチナ暫定自治政府(以降パレスチナ)を政府とはしていますが、安定した国境を持つ近代国家とはなっていません。パレスチナは西岸地区(三重県と同程度)とガザ地区(23区の6割程度)の飛び地となっています。

ガザ地区を実効支配するのはハマスで、イスラエ

ルにたびたびテロ攻撃を行っています。もともと、今回のハマスの攻撃はこれまでとは次元の異なる規模となっています。

一方で、パレスチナの(ヨルダン川)西岸地区は、穏健派のアッバス議長が政治を行っています。PLOのアラファト議長がなくなった後、アッバス議長がパレスチナを引き継ぎましたが、その後路線の違いなどから、ハマスが支配するガザ地区と西岸地区に分れています。西岸地区にイスラエルとの問題がないかという点、まったく逆です。イスラエルによる入植問題が横たわっています。パレスチナ人が住む占領地に勝手に住み着く入植活動は国際法違反とされますが、イスラエルはこれを繰り返しています。イスラエルとパレスチナの問題は幅広く、しかも根深いものとなっています。

ハマスとイスラエルの戦争状態が市場に与える影響をどのように考えるべきでしょうか？今後の展開を占うことはできませんが、影響度合いを3つのフェーズに分けるのが考えやすいと思います。

第1のフェーズはハマスとイスラエルの間の争いとどまる場合です。イスラエルが攻撃の対象をハマスに限定するもので、パレスチナの民間人の被害を抑えるというものです。イスラエルにも入植活動などの負い目があることから、パレスチナに対する過剰反応は国際社会の理解を得られないとイスラエルが判断するケースです。この場合市場への影響は限定的とされます。

第2のフェーズはアラブとイスラエルの代理戦争として紛争国の背後にいる関係国が戦闘を後押しするケースです。この場合市場の警戒感は強まるのが想定されます。

第3のフェーズは関係国が直接戦火を交えるまで戦闘が悪化するケースで、この場合原油価格は暴騰、リスク資産の暴落が想定されます。

現状の米国やアラブ諸国の外交努力は、最悪でもフェーズ1にとどめることに注力しているように見られますが、緊張感をもって注視しています。

ピクテ・ジャパンの投資信託をご購入する際の留意事項

1. 投資信託に係るリスクについて

- (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

2. 投資信託に係る費用について (2023年9月末日現在)

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- (1) お申込時に直接ご負担いただく費用: 申込手数料 上限3.85%(税込)
※申込手数料上限は販売会社により異なります。
※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。
- (2) ご解約時に直接ご負担いただく費用: 信託財産留保額 上限0.6%
- (3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用: 信託報酬 上限年率2.09%(税込)
※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。
※別途成功報酬がかかる場合があります。
- (4) その他費用・手数料等: 監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。
ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、ピクテ・ジャパン株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

■当資料はピクテ・ジャパン株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。■運用による損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。■当資料に記載された過去の実績は、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。■当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。■投資信託は預金等ではなく、元本および利回りの保証はありません。■投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。■当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。

ピクテ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会